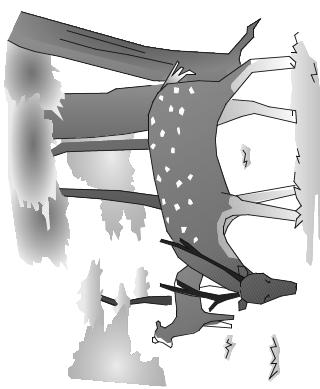


生 活 保 護 法  
中 国 残 留 邦 人 等 支 援 法

# 介護扶助の手引

(平成31年3月)



## 目次

第1 生活保護法のあらまし	2
I 生活保護の目的(生活保護法第1条)	
II 生活保護の種類(生活保護法第11条)	
III 生活保護の方法	
IV 保護の実施機関	
第2 介護機関の指定(生活保護法第54条の2)	3
I 指定介護機関とは	
II 指定申請手続き	
III 指定の通知	
IV 各種届出について	
第3 指定介護機関の義務	5
I 介護扶助の相手について	
II 介護報酬について	
III 指導等に従事	
IV 届出の義務	
IV 標示の義務	
第4 介護扶助の給付対象となるサービス	6
I 介護扶助の範囲(生活保護法第15条の2)	
II 介護扶助の方針及び介護の報酬	
第5 要介護認定及び居宅介護支援計画、介護予防支援計画の作成	7
I 基本的考え方	
II 要介護認定	
III 居宅介護支援計画及び介護予防支援計画	
第6 介護扶助実施方式	9
I 介護扶助の申請	
II 介護扶助の決定	
III 介護券の発行	
IV 介護券の送付	
第7 中国残留邦人等に対する介護支援給付について	11
I 概要	
II 指定介護機関	
III 介護支援給付の給付手続	
IV 介護支援給付に係る介護報酬の請求方法	
V 相談窓口	
参考 指定介護機関介護担当規程(平成12年3月31日 厚生省告示第191号)	12
参考 生活保護担当関係部局一覧(H29.4.1現在)	13

## 第1 生活保護法のあらまし

### I 生活保護の目的(生活保護法第1条)

生活保護は、日本国憲法第25条に基づき、國が生活に困窮する者への國民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行ひ、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものであります。

病気や高齢又は子どもが小さくて動きに行くことができないなどの理由により、生活に困つておられる方に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する制度です。

生活保護制度は、次の4つの基本原理に基づいて行われます。

基 本 原 理	説 明
国家責任の原理 (法第1条)	生活中に困窮するすべての国民の保護を、國がその直接の責任において実施することとされています。
無差別平等の原理 (法第2条)	すべての国民は、法に定める要件を満たす限り、法による保護を無差別平等に受けすることができます。
最低生活保障の原理 (法第3条)	この制度によって保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持できるものでなければならないとされています。
補 足 性 の 原 理 (法第4条)	保護を受けた場合には、各自がその持てる能力に応じて最善の努力をすることが先決であり、資産・能力・扶養その他あらゆるものをしてその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われます。

### II 生活保護の種類(生活保護法第11条)

生活保護は、その内容によって、8種類の扶助に分けられています。「最低限度の生活を當むに必要な扶助」

<8つの扶助> 生活扶助・住宅扶助・教育扶助・医療扶助・介護扶助・葬祭扶助

III 生活保護の方法

原 則	金銭給付
介護扶助	介護料(現物給付)
医療扶助	医療券(現物給付)

### IV 保護の実施機関

要保護者の居住地(居住地がないか、または明らかでない者については現在地)を所管する福祉事務所が保護の決定及び実施を行っています。(14頁参照)

## 第2 介護機関の指定(生活保護法第54条の2)

被保護者に介護サービスを提供するためには、事前に生活保護法指定介護機関として指定を受ける必要があります。

### I 指定介護機関とは

指定介護機関とは、生活保護法による介護扶助を行うために、介護を担当する機関です。

県知事(奈良市に所在地のある介護機関であつては、奈良市長。以下同じ。)は、管内の事業者について、その事業所毎、サービスの種類毎に指定介護機関の指定を行います。

※生活保護法による指定を受ける際に同時に中国殻留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国情の指定期を定める法律く\*注1)によると指定も受けることとなります。

中国殻留邦人等支援法にかかる介護支援給付は生活保護の介護扶助に準じた方法で実施されます。

### II 指定申請手続き

(1) 平成26年7月1日以降に介護保険法に基づく指定・許可を受けた事業者

生活保護法の改正により、生活保護法に基づく指定申請をしなくても生活保護法指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。

この指定が不要な場合には、指定を不要とする旨の「申出書」の提出が必要です。

(2) 平成26年6月30日以前に介護保険法に基づく指定・許可を受けた事業者

新たに、生活保護法指定介護機関の指定を受けるためには、生活保護法に基づく指定申請が必要です。

必要書類(生活保護法指定介護機関申請書及び誓約書)に所定事項を記載し、郵送又は来庁により、下記まで提出してください。

☆提出先：〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県福祉医療部地域福祉課 保護係

TEL 0742-27-8548 FAX 0742-22-5709

※申請書用紙は、奈良県地域福祉課及び奈良県ホームページで入手できます。

奈良県ホームページアドレス (<http://www.pref.nara.jp/>)

※奈良市が所在地の介護機関等は、奈良市長に申請してください。

### III 指定の通知

知事は、介護機関を指定した場合には、指定について申請者に通知するとともに、「奈良県公報」で告示します。

平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けた介護機関については、生活保護法のみなし指定となりますが、改めて告示や通知は行いません。

#### IV 各種届出について

指定介護機関は、下記一覧表に定める変更事由が生じた場合は、速やかに届出を行つください。  
届出先等は、前記Ⅱ 指定申請手続きと同様です。  
介護保険法に基づく指定等の日付により各種届出が異なりますのでご注意ください。

届出の種別	届出を要する事由	届出書類
変 更	事業所の名称及び所在地に変更があつた場合	変更届書 休止届書
休 止	介護機関の事業所を休止した場合	再開届書
再 開	休止した事業所を再開した場合	辞退届書
辞 退	生活保護法による指定介護機関の指定を辞退 しようとするとき (30日以上の予告期間を設けてください。)	(30日以上の予告期間を設けてください。)

※介護保険法に基づく廃止や取消が行われた場合には、生活保護法に基づく指定の廃止や取消が行なわれますので、生活保護法による届出の必要はありません。

(2) 平成26年6月30日以前に介護保険法に基づく指定・許可を受けた事業者

届出の種別	届出を要する事由	届出書類
変 更	事業所の名称及び所在地に変更があつた場合	変更届書 休止・廃止届書
休止・廃止	介護機関の事業所を休止又は廃止した場合	再開届書
再 開	休止した事業所を再開した場合	辞退届書
辞 退	生活保護法による指定介護機関の指定を辞退 しようとするとき (30日以上の予告期間を設けてください。)	(30日以上の予告期間を設けてください。)

< \* 注1 >

※「中国残留邦人等の円滑な帰国後の自立の支援に関する法律」は、法律の題名が変更され、平成26年10月1日より「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」となります。

#### 第3 指定介護機関の義務

指定介護機関は、次の事項を遵守してください。

##### I 介護担当について

- (1) 福祉事務所長等から委託を受けた要介護者及び要支援者について誠実かつ適切にその介護を担当すること。  
(2) 指定介護機関介護相当規程(平成12年3月31日厚生省告示第191号)の規定に従うこと。(12頁参照)  
(3) 「生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護報酬を定める件」に従つて、介護を担当すること。

##### II 介護報酬について

- (1) 被保護者について行つた介護に対する報酬は、生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項に基づき、所定の請求手続きにより請求すること。  
(2) 介護サービスの内容及び介護の報酬請求について知事の審査を受けること。  
(3) 生活保護法第54条の2第4項における同法第53条第1項)  
(3) 知事の行う介護の報酬の額の決定において準用する同法第53条第2項)  
(3) 知事の行う介護の報酬の額の決定において準用する同法第53条第2項)

##### III 指導等に従う義務

- (1) 被保護者の介護について知事の行う指導に従うこと。(生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条第2項)  
(2) 介護サービスの内容及び介護の報酬請求の適否に関する厚生労働大臣又は知事の報告命令に従うこと。(生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第54条第1項)  
(3) 厚生労働大臣又は知事が当該官吏員に行わせる立入検査を受けること。(生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第54条第1項)

##### IV 届出の義務

指定介護機関は、届出事項に変更が生じた場合には、所定用紙により、該当する届出を速やかに行なつてください。(生活保護法第50条の2)

##### V 標示の義務

指定介護機関は、その業務を行う場合の見やすい所に標示(縦12.5センチ、横5.5センチ程度の硬質材を用い、その中央に「生活保護法施行規則第13条」)を掲示してください。(生活保護法施行規則第13条)

## 第4 介護扶助の範囲(生活保護法第15条の2)

### I 介護扶助の給付対象となるサービス

介護扶助の給付対象となるサービスは、基本的に介護保険の給付対象サービスと同一のものであります。

- ①居宅介護(居宅介護支援計画に基づき行うものに限る)
- ②福祉用具
- ③住宅改修
- ④施設介護
- ⑤介護予防(介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス)
- ⑥介護予防福祉用具
- ⑦介護予防住宅改修
- ⑧移送

## 第5 要介護認定及び居宅介護支援計画、介護予防支援計画の作成

### I 基本的考え方

介護扶助については、介護保険制度の保険給付の対象となる介護サービスと同様のサービスを、介護保険制度とあいまって、要保護者に対し保障するものであります。

要保護者は、原則的には、介護保険制度の被保険者として介護保険法の規定に基づき要介護認定を受け、要介護度に応じ介護保険給付及び介護扶助を受けることになります。

また、介護保険制度の被保険者でない40歳以上65歳未満の要保護者で介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条各号の特定疾患により要介護又は要支援の状態にある者についても、介護扶助の要否判定に当たり被保険者と同様に要介護状態等の審査判定を受け、要介護状態に応じ介護扶助をうけることとします。

介護扶助の居宅介護及び介護予防の範囲は、居宅介護支援計画又は介護保険法の規定に基づいて行うものに限りますので、被保険者に要支拂の状態にある者65歳以上の者と同様に、被保険者として要介護認定を受けます。  
なお、要介護認定に当たる特定疾患の該当性については、主治医の意見書の記載内容に基づき、市町村等に置かれる介護認定審査会が確認します。

### II 介護の方針及び介護の報酬

介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の例によります。

- (1) 介護保険の被保険者である要保護者
- ア 65歳以上の者  
介護保険法の規定に基づき、被保険者として要介護認定を受けます。
  - イ 40歳以上65歳未満で特定疾患有の者  
65歳以上の者と同様に、被保険者として要介護認定を受けます。
  - ウ 主治医の意見書について  
(ア) 文書料  
介護保険の被保険者負担  
(イ) 診察及び検査に要する費用  
意見書は、主治医が、それまでの診療等によつて得られている情報に基づいて記載するものです。  
ただし、主治医がない場合には、保険者の指定する医師が診断を行い、意見書を記載することとされています。その際に必要な診察及び検査等の費用又は医療保険の自己負担分については、医療扶助が適用されの場合があります。  
なお、本人の主訴等がないため、医療保険及び医療扶助の対象とならない場合には、初診料相当分及び検査費用について保険者が負担することとされています。

- (2) 介護保険の被保険者でない要保護者
- ア 概要  
介護保険制度の被保険者でないため、要介護認定については、介護扶助の要否判定の一環として生活保護制度で独自に行います。この場合の要介護状態等の判定区分、継続期間、療養上の留意事項等について、被保険者とそれ以外の者との間で統一を図る等のため、市町村に設置される介護認定審査会に審査判定を委託して行います。
  - イ 要介護状態等の審査判定の町村への委託等  
都道府県事務所においては、介護扶助の実施のための要介護状態等の審査判定について、別に定めるところにより、その所管区域の町村長(要介護認定業務を行う広域連合の長又は一部事務組合の管理者を含む。)と委託契約を締結して行います。



### <問い合わせ・送付先>

☆ ☎ 630-8501  
奈良市登大路町30  
奈良県福祉部地域福祉課保護係  
TEL 0742-27-8548 FAX 0742-22-5709  
E-mail engo@office.pref.nara.lg.jp

※各様式は、奈良県地域福祉課、又は奈良県公式ホームページから入手できます。

奈良県ホームページアドレス(<http://www.pref.nara.jp/>)

※奈良市に所在地を有する介護機関等は、奈良市福祉事務所が所管になります。

市町村福祉事務所においては、当該市町村（要介護認定業務を行う広域連合の長又は一部事務組合の管理者を含む。）が設置する介護認定審査会に、介護扶助の実施のための要介護状態等の審査判定を依頼して行います。

ウ 主治医の意見書について  
主治療の意見書記載に係る費用については、介護保険の額の例によります。また、診察及び検査費用の取り扱いは、（1）のウの（イ）と同様です。なお、意見書の微収を福祉事務所において検診命令によりを行い、意見書記載に係る費用について当該医師に直接支払う場合もあります。

## 第六 介護扶助実施方式

### I 介護扶助の申請 保護申請、保護変更申請によります。

### II 介護扶助の決定

#### III 居宅介護支援計画及び介護予防支援計画

##### （1）共通事項

居宅介護に係る介護扶助の申請は、居宅介護支援計画又は介護予防支援計画（以下「計画」という。）の写しを添付して行うこととされていますが、この計画は、原則として本法による指定介護機関の指定を受けた居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）が作成した介護保険法に規定する居宅サービス計画である必要があります。

##### （2）被保険者

ア 被保険者に対し、介護サービスを受けようとする場合は、計画の作成に先立ち、担当する福祉事務所に相談するよう指導しています。

イ 計画の作成を行っていない要保護者が介護扶助を申請する場合には、福祉事務所は指定居宅介護支援事業者等の一覧を提示し、要保護者の意志により選択して作成するよう助言します。

ウ 申請者が非指定介護機関による計画作成を希望する場合には、計画を作成し又は変更したときは直ちに福祉事務所に連絡すること及び連絡がなかつた場合には介護扶助の決定が行われない場合があり得ることを十分周知します。

エ 要保護者が、既に非指定介護機関において計画の作成を受けている場合には、介護扶助の決定に当たり当該計画の介護扶助の基準該当性を審査し、不適切な場合は再度計画を作成するよう福祉事務所が指導する場合があります。

ただし、保険給付が償還払いとなる場合を除き、非指定介護機関であることを理由として居宅介護支援事業者等の変更を指導することはできません。

オ 介護扶助の申請は、要保護者が計画の写しを提出して行うことが原則ですが、要保護者が希望する場合、及び要保護者からの提出を待つては保険の迅速かつ的確な決定に支障が生ずるおそれがある場合には、別に定めるところにより、本人の同意を得たうえで、福祉事務所が直接指定居宅介護支援事業者等から計画の写しの交付を求める場合があります。

##### （3）被保険者以外の場合

ア 被保険者以外の者

- ① 管内の指定居宅介護支援事業者等の一覧を要保護者等の選択
- ② 要保護者本人による指定居宅介護支援事業者等の選択
- ③ 介護券を発行し、計画の作成を委託

イ 計画作成委託による報酬

介護保険の居宅サービス計画作成費及び介護予防サービス計画作成費の例によるとどし、国民健康保険団体連合会へ審査支払いを委託して行います。

##### （1）決定の際の留意事項

居宅介護に係る介護扶助の程度は、介護保険法に定める区分支給限度額の範囲内となります。したがって、区分支給限度額を超える居宅介護サービス、介護予防サービスについては、全額自己負担となるので基本的に利用を止めよう、福祉事務所が指導します。

##### ア 介護扶助の始期

原則として、保護申請書又は保護変更申請書の提出のあつた日以降において介護扶助を適用する必要があると認められた日

イ 他法他施策の活用

要保護者の介護につき、介護扶助に優先して活用されるべき他法他施策による給付の有無を調査確認し、これががあると判断されるときは当該要保護者に対してこれを活用すべきことを指導するとともに、当該他法他施策の運営実施を管理する機関に連絡して、当該要保護者に対する処遇が適正円滑に行われるようになります。

##### （2）概算介護費の算定及び介護扶助の決定

ア サービス利用票の提示

介護扶助の申請者は、保護申請書とともに、添付書類として、被保護者証、サービス利用票（兼居宅サービス計画）及び居宅介護サービス区分給付限度額管理計算書を福祉事務所に提出します。

##### イ 保護の要否判定

① 福祉事務所は、居宅介護計画に基づき、介護サービスを利用したときの自己負担額（被保護者に適用される高額介護サービス費を除いた額が上限）で概算介護費を算定し、保護の要否判定を行います。

② 概算介護費の算定は、原則として要介護状態等の審査判定の有効期間の終期までです。

##### ウ 月の中途中で保護を開始（廢止）された場合の取り扱い

① 月の中途中で保護が開始（廢止）された場合、介護報酬が1日又は1回単位とされているサービスについて（居宅介護計画に基づき、保護適用期間中に提供されるサービスについて介護扶助を決定します。（有効期間が記載された介護券が発行されます。）また、介護報酬が月単位とされているサービス（福祉用具貸与等）については、開始日からその月末日まで（廢止月の初日から廃止日まで）の日数に応じて日割りにより介護扶助を決定します。

② 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画費（被保護者以外の場合）については、日割りは行いません。

### III 介護券の発行

#### 第7 中國残留邦人等に対する介護支援給付について

介護券は、福祉用具購入、住宅改修及び移送を除き、介護券を発行して行います。

##### I 概要

ア 介護券の発行単位  
　介護券は歴月を単位として発行します。介護券の給付が月の中途を始期又は終期とする場合は、それによる有効期間を記載した介護券を発行します。  
　定介護券の発行は、月末を始期とする介護券の給付が翌月にまたがる場合は、翌月の介護券を同時に発行することがあります。

イ 介護券の有効性  
　介護券は、福祉事務所において所要事項を記載し、福祉事務所長印を押印したものをもつて有効です。  
ウ 介護機関に対する委託  
　原則として本人の希望に基づき作成された、居宅介護支援計画等に記載されている指定介護機関に介護券が送付されます。  
　居宅介護事業者等の決定に当たっては、事業者と要保護者の居住地との距離等を考慮し、特段の理由がない限り、別途交通費が必要となる居宅介護事業者は認められません。(居宅介護支援計画等の変更を依頼する場合があります。)

### IV 介護券の送付

介護券は、福祉事務所から指定介護機関に直接送付されます。介護券の送付を受けた指定介護機関においては、以下の点にご留意ください。

#### ア 有効な介護券の確認

　本人支払額の微収  
　介護券の送付のあつた被保護者から、介護券に記載の本人支払額以上の利用者負担を徴収しないでください。

　介護券から介護給付費明細書への正確な転記  
　国保運び県本庁における審査支払い並びに福祉事務所における介護券交付処理簿と介護給付費受給者別一覧との突合が円滑に行われるよう、介護券から介護給付費明細書に必要事項を正確に転記してください。

　なお、生活保護制度においては原則として受給者番号を使用しないので、  
　福祉事務所が交付する介護券の受給者番号を確認のうえ、これをレセプトの公費受給者番号の欄に転記してください。

#### エ 介護券の保管及び処分

　福祉事務所において介護給付費公費受給者別一覧を点検する際、指定介護機関に対する介護券を交付したものについての請求であるか否かを確認することが必要になると予想されますので、福祉事務所における確認作業までの間、介護券を保管(当分の間5年間とします。)し、確認終了後は指定介護機関の責任により処分してください。

### II 指定介護機関

「中國殘留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)が成立し、その一部が平成20年4月1日から施行されることに伴い、「中國殘留邦人等に対する支援給付制度」が開始されました。この支援給付の1つとして、介護支援給付が創設されました。これは、生活保護の介護扶助と同様、指定介護機関に介護の給付を委託する「現物給付」として行われます。

III 介護支援給付の給付手続き  
　・指定介護機関については、法施行時(平成20年4月1日)に、現に生活保護法に基づく指定を受けている機関は、中國殘留邦人等支援法の指定介護機関としてみなされますので、別途の指定手続きは必要ありません。  
　・平成20年4月以後、新たに指定を定める介護機関については、生活保護法による指定を受ける際に同時に中國殘留邦人等に対する支援給付の指定を行います。

IV 介護報酬の請求方法  
　・指定介護機関においては、有効な介護券の確認、本人支払額の微収の有無を確認のうえ、必要事項を介護給付費明細書に転記することとなります。

V 相談窓口  
　別添の「生活保護担当関係部局一覧」と同様です。

※「中國殘留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」は、法律の題名が変更され、平成26年10月1日より、「中國殘留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中國殘留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」になります。

指定介護機関介護担当規程

(平成12年3月31日 厚生省告示第191号)

生活保護担当関係部局一覧 (H30.2.13現在)

奈良県 1 2 2 9

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のようく定め、平成12年4月1日から施行する。

(指定介護機関の義務)

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者(以下「要介護者」という。)の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することができるが困難であると認めたときは、速やかに、要介護者が所定の手続きをすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えるなければならない。

(証明書等の交付)

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関がから生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護につき必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によつて介護サービスの提供に關し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と區別して整備しなければならない。

(帳簿)

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及びひ書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関には、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知つた場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。  
 一 要介護者が正当な理由なくして介護サービスの提供により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。  
 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

福祉事務所番号	管 球 係 部 局 名 所	在 地	電 話 番 号
0011	中和福祉事務所保育課 (生駒郡 高市郡、北葛城郡、橿原郡、山添村)	橿原市常盤町1605-5(橿原総合庁舎)	0744-48-3021
0037	吉野福祉事務所保育課 (吉野郡(十津川村を除く)、宇陀郡)	吉野町上市133(吉野町公民館3F)	07463-2-5315
1019	奈良市福祉事務所	奈良市二条大路南1-1-1	0742-34-1111
1316	大和高田市社会福祉事務所	大和高田市大中100-1	0745-22-1101
1613	大和郡山市福祉事務所	大和郡山市北郡山町248-4	0743-53-1151
2017	天理市社会福祉事務所	天理市川原町605	0743-63-1001
2116	橿原市福祉事務所	橿原市内膳町1-1-60	0744-22-4001
2215	桜井市社会福祉事務所	桜井市栗殿432-1	0744-42-9111
2314	五條市社会福祉事務所	五條市本町1-1-1	07472-2-4001
2413	御所市社会福祉事務所	御所市1-3	0745-62-3001
2512	生駒市福祉事務所	生駒市東新町8-38	0743-74-1111
2710	十津川村福祉事務所	十津川村小原225-1	07466-2-0001
2819	香芝市福祉事務所	香芝市達坂1-374-1	0745-79-7151
2918	葛城市福祉事務所	葛城市長尾85(当麻庁舎)	0745-48-2811
3015	宇陀市福祉事務所	宇陀市榛原大字下井足17-3	0745-82-2221
	奈良県福祉医療部地域福祉課	奈良市登大路町130	0742-27-8548